

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	9.60%	滋賀県	9.48%
青森県	9.51%	京都府	9.50%
岩手県	9.45%	大阪府	9.56%
宮城県	9.50%	兵庫県	9.52%
秋田県	9.54%	奈良県	9.52%
山形県	9.45%	和歌山県	9.51%
福島県	9.47%	鳥取県	9.48%
茨城県	9.44%	島根県	9.51%
栃木県	9.47%	岡山県	9.55%
群馬県	9.47%	広島県	9.53%
埼玉県	9.45%	山口県	9.54%
千葉県	9.44%	徳島県	9.56%
東京都	9.48%	香川県	9.57%
神奈川県	9.49%	愛媛県	9.51%
新潟県	9.43%	高知県	9.55%
富山県	9.44%	福岡県	9.58%
石川県	9.52%	佐賀県	9.60%
福井県	9.50%	長崎県	9.53%
山梨県	9.46%	熊本県	9.55%
長野県	9.39%	大分県	9.57%
岐阜県	9.50%	宮崎県	9.50%
静岡県	9.43%	鹿児島県	9.51%
愛知県	9.48%	沖縄県	9.49%
三重県	9.48%		

2. 適用時期

平成23年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用